

**令和8年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）
業務委託仕様書**

1 委託業務名

令和8年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）業務委託

2 委託業務の目的

この研修は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条に定める「介護の業務に従事する者」に対する「第一号研修」及び「第二号研修」として「認定特定行為業務従事者」となるために必要な知識及び技能を習得した上で、安全かつ適切な喀痰吸引等の医行為を行うことができる介護職員等を養成することを目的とする。

3 委託期間及び履行場所

委託期間：委託契約締結日から令和9年（2027年）3月24日まで

履行場所：佐賀県内

4 委託業務の内容

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）別表第1に定める研修（以下「第1号研修」という。）、省令別表第2に定める研修（以下「第2号研修」という。）、第1号研修及び第2号研修の指導看護師を養成するための研修、過去に研修を修了した者に対するフォローアップ研修及びこれらの研修等に付随する事務で、別表1のとおり。

5 業務の実施方法等

別表2のとおり。

6 説明及び連絡

受講要件、研修の日程、進め方、手順、費用負担（実費）等について、受講者募集時や受講者の求めに応じて適宜分かりやすく説明し、理解を得ること。また、受講者が勤務する事業所に対しても日程や手順等の情報が行き届くよう配慮すること。

受講者及び受講者が勤務する事業所に対し、研修に関して適宜適切に情報提供し受講者及び事業所等の業務の調整等がしやすいよう配慮すること。

7 事故等の防止及び損害等発生時の処理

ア 受託者は、受託事業に際して、事故やトラブルが発生しないよう事前の対策を十分講じるとともに、事故等が発生した場合にはただちにその旨を県に報告すること。

イ 受託者は、本業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、その損害が県の責に帰する理由による場合を除き、自己の責任において処理しなければならない。

8 秘密の保持等

事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持及び実地研修等において知り得た個人の秘密の保持については厳格に行うとともに、受講者に対し、研修で知り得た個人の秘密の保持について注意するよう厳重に指導すること。

当該委託業務に係る一切の書類及びデータの漏えい、紛失等がないよう厳重に管理すること。なお、委託期間終了後も同様とする。

9 実施計画書の提出

業務を実施するに当たり、「令和8年度介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）事業計画書」を県に提出すること。

10 実績報告書等の提出及び事業の記録等

受託者は、業務実施期間中、受講者の受講状況、講師の従事日及び時間、謝金等の支払い状況等を正確に記録すること。

また、委員会の議事録についてはその都度作成のうえ県に提出すること。

受託者は、業務を完了したときは、速やかに「業務完了報告書」「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）決算」「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修（不特定）修了者管理簿」を提出すること。

11 協議

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議のうえ、これを定めるものとする。